広報
きたかた
Kitakata
Public Information

平成28年10月発行
お知らせ版

【編集・発行】 喜多方市企画政策部企画調整課
☎0241(24)5206 FAX 0241(25)7073
喜多方市ホームページ http://city.kitakata.fukushima.jp

募集

冬まつり協賛イベント

内容 平成29年2月4日(土)～12日(日)に開催する「第17回蔵のまち喜多方冬まつり」の協賛イベントを募集します。

特典 冬まつりパンフレットやホームページ掲載などの情報発信、喜多方プラザ内を使用するイベントでの使用料の一部を減額します。
※機材などの使用料は実費負担となります。

応募期限 11月10日(木)
※応募方法など詳しくはお問い合わせください。

問申 冬まつり実行委員会(喜多方観光物産協会内) ☎(24)5200

「きたかた喜楽里博」メニュー・イベント

内容 来年度の第9回きたかた喜楽里博の開催にあたり、参加を希望するメニューなどを募集します。



対象期間 平成29年7月15日(土)～9月18日(月・祝)

募集メニュー 市内に住所を有する団体や店舗、個人が企画し、こどもが楽しめる体験型のメニューやイベントまたは親子連れに向けてPRしたい企画など

応募期限 10月31日(月)
※詳しくはきたかた喜楽里博ホームページをご覧ください。

問申 きたかた喜楽里博実行委員会(喜多方観光物産協会内) ☎(24)5200

第4回「みんなのごはん」参加者

内容 内臓脂肪症候群による生活習慣病予防と、改善のための教室(講話とバランス食の試食)を開催します。

日時 11月29日(火)午前10時～午後1時

場所 保健センター

参加費 300円(材料代)

その他 電話にて予約してください。詳細はお問い合わせください。

問申 保健課 健康推進室 ☎(24)5223

テクノアカデミー会津から

【再生可能エネルギー講座】

内容 太陽光発電システムに興味のある一般家庭の方を対象としたセミナーを開催します。

テーマ 「はじめての太陽光発電」

日時 11月27日(日)午前10時～正午

場所 福島県立テクノアカデミー会津※駐車場あり

受講料 無料

定員 50人程度
※先着順で受け付けし、定員になり次第締め切ります。

申し込み方法 「再生可能エネルギー講座申込希望」の題名で、氏名(ふりがな)、電話番号、希望人数を記入し、Eメール aizu-ta@pref.fukushima.lg.jp に送信してください。

問申 福島県立テクノアカデミー会津 ☎(27)3221

コミュニティ助成事業で整備

(一財)自治総合センターでは宝くじの社会貢献広報事業として地域社会の健全な発展を図る目的で「コミュニティ助成事業」を実施しています。

平成28年度は「熊倉町夏祭り実行委員会」が助成を受けて、櫓(やぐら)の新造と提灯、太鼓台幕を整備しました。

今後、熊倉町全域を盛り上げる祭りとして継続していく事で、一層のコミュニティの維持・活性化を図っていきます。





問申 企画調整課 政策調整室 ☎(24)5209

☎広報に記載の市内電話番号☎『旧喜多方市、熱塩加納町、塩川町、山都町』と『高郷町』との通話には市外局番0241が必要です。携帯電話からは市外局番0241が必要です。

募集

ポリテクセンター会津から

【建築CADリフォーム技術コース（住宅リフォーム技術科）訓練生募集】

訓練期間 平成29年1月5日（木）～6月29日（木）

定員 18人

【若年者コース・機械加工技術科（ビジネススキル講習付）訓練生募集】

訓練期間 平成29年1月5日（木）～7月28日（金）

定員 6人

※両コース共通

対象者 ハローワークに求職登録されている方で、就職に必要な知識・技能を身につける意欲のある方

受講料 無料（別途テキスト代がかかります）

試験日時 12月13日（火）午前9時～

申込期限 12月8日（木）

【施設見学会】

内容 今までのキャリア（職業能力）にプラスして、新たな技術習得のための職業訓練について理解していただく説明会です。より詳しく知りたい方は、最寄りのハローワークから参加申し込みください。

日時 10月17日（月）、11月7日（月）、21日（月）、12月5日（月）午前9時30分～11時30分（午前9時受付開始）

問申 ポリテクセンター会津（訓練課）☎0242（26）0520

お知らせ

「こころの健康相談」

内容 不眠やストレス、何もする気が起きないなどでお悩みの方、またはその家族の方、この機会に臨床心理士に相談してみませんか？費用は無料ですが、電話での予約が必要です。

日時 11月21日（月）午後1時15分～

場所 保健センター

申込期限 11月14日（月）

問申 保健課 健康推進室 ☎（24）5223または各総合支所住民課市民サービス班

会津保健福祉事務所主催「心の健康相談」

内容 精神的な悩みでお困りの方、またその家族の方の相談に、精神科医や保健師が応じます。

秘密は厳守しますのでお気軽にお申し込みください。

※費用は無料ですが、電話での予約が必要です。

日時 11月7日（月）、21日（月）午後1時30分～3時30分

場所 会津保健福祉事務所

問申 会津保健福祉事務所 保健福祉課 ☎0242（29）5275

福島県最低賃金

時間額

705円→ **726円**

21円の引き上げ・10月1日から改正

問 会津労働基準監督署喜多方支署 ☎（22）4211

介護職員就職相談会

内容 介護施設で働きたい方の福祉セミナーおよび就職相談会を開催します。

日時 10月24日（月）午前9時30分～福祉セミナー・企業説明／午前11時～個別相談会

場所 ハローワーク喜多方

申し込み方法 参加申込書に記入のうえ相談会に参加ください（電話での申し込みも可）。参加申込書は、ハローワーク喜多方または高齢福祉課窓口にあります。

参加企業 社会福祉法人天心会・医療法人昨雲会

その他 求人票の紙面だけでは把握できない仕事内容の細部に至るまで、企業の担当者に気軽に何でも質問・相談ができます。

問申 ハローワーク喜多方 ☎（22）4111

「こころの健康講演会」



生活の潤滑剤でもあるアルコールですが、こころの健康と関連が深いといわれています。今回の講演会では、事例を踏まえて分かりやすく教えていただきます。

日時 11月8日（火）
午後1時30分～3時
※午午後1時受付開始

場所 喜多方プラザ小ホール

演題 「飲酒とこころの深～い話」

講師 会津西病院安全管理室長　大堀 幸也氏



参加無料・申し込み不要

問 保健課 健康推進室 ☎（24）5223



ポイ捨てや不法投棄を「しない」「させない」「ゆるさない」

ごみを捨てる行為は法律で禁じられています。ごみが捨てられると地域環境が悪化するばかりでなく、放置すると新たなごみが捨てられる要因にもなります。ごみは、ごみを呼びます。そして、不法投棄されたごみの回収・処分には、多額の費用と人手がかかります。

不法投棄が行われた場合、廃棄物処理法で、「土地や建物の管理者は土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。」と規定されていることから、最後は土地所有者が撤去しなければならなくなります。土地所有者の方は、日頃から所有地の適正管理に努めてください。

不法投棄物で多いものは家電リサイクル対象品のテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機、エアコンです。この４品目は、一般のごみ処理場では受け入れできません。家電メーカーによるリサイクルで適切に処理しなければなりません。詳しくは環境課へお問い合わせください。

不法投棄は犯罪です。行っているところを目撃した場合には、警察に通報してください。また、投棄された廃棄物を見つけたら、市や県などにお知らせください。

問 喜多方警察署☎(22)5111　市・環境課☎(24)5261　県・会津地方振興局☎0242(29)3908

「その電話詐欺かも!?」なりすまし詐欺に注意!!

電話の声だけでは、相手は見抜けません。お金を手渡す・振り込むように指示されたら、すぐに家族か知人、警察に相談し、被害にあわないようにしましょう。



最近の手口の特徴

◆市年金課の職員を名乗り「年金返還の手続きが今日まで」と電話があった。指示どおりＡＴＭを操作したら知らない口座に振り込んでしまった。
◆メールや電話などで有料サイトの料金未払いの請求がきて「支払わないと法的手続きをとる」と言われた。

問 喜多方警察署☎(22)5111
生活防災課☎(24)5221または各総合支所住民課

行政相談会（特設）開催のお知らせ

国や県、市など行政機関の仕事に関する苦情や要望などについて、市民の皆さんと行政との間に立って、無料で相談に応じ、その解決や実現のお手伝いをします。

●日時　10月28日(金)
午後１時～４時
●場所　熊倉公民館
●費用　無料

※事前申し込みの必要はありません。当日会場にお越しください。

問 生活防災課 市民生活係
☎(24)5208

ご存知ですか？

“高齢者虐待”



こんなことが虐待になります

身体的虐待

・たたく、つねる、なぐる、火傷をさせる。
・無理やり食べ物を口に入れる。
・ベッドに縛り付ける、薬を飲ませすぎる。

心理的虐待

・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。
・侮辱をこめて子ども扱いする。
・話しかけられても無視をする。

経済的虐待

・日常生活に必要なお金を渡さない、使わせない。
・年金や預貯金を無断で使う。



介護・世話の放棄・放任

・入浴・散髪をさせない、不衛生な生活の放置。
・食事や水分を十分に与えない。
・必要な医療・介護サービスを利用させない。

性的虐待

・本人の嫌がる性的行為を強要する。
・懲罰的に裸にして放置する。

★気付かずに虐待をしてしまうこともあります

・言うことを聞かないので、無視したりののしったりする。
・認知症のため徘徊するので、鍵をかけて家に閉じ込めた。
・やってはいけないことを教えるため、叩いて教える。
・年金手帳、預金通帳などを管理し、本人に無断で使い込んでいる。



どこの家庭でも起こる可能性のある身近な問題です。
私たちの小さな気づきや支え合いが高齢者の生活や健康を守る力になります。
家族の方は介護することに疲れたら、地域の方は「アレッ！少しおかしいな？」と思ったら、ご相談ください。虐待防止や深刻化防止につながります。

相談窓口

○高齢福祉課 いきがい支援係	☎(24)5230
○熱塩加納総合支所 住民課	☎(36)2113
○塩川総合支所 住民課	☎(27)2400
○山都総合支所 住民課	☎(38)3821
○高郷総合支所 住民課	☎(44)2113
○喜多方市地域包括支援センター	☎(21)8856



●通報したことによって、個人情報が漏れたり、不利益な扱いを受けることはありません。